第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定の考え方

1 次期計画の性格及び位置づけ(再掲)

第3次子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条を策定根拠とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法による業務の円滑な実施に関する事項を定める計画である。また、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を継承する計画として策定する。

2 次期計画策定時に連携・整合を図る関連計画及び法令等

計画の策定にあたっては、上位計画である本市の「総合計画」及び、「長野県の子ども関連計画」と連携し、整合を図る。また、本市の保健・福祉関連の計画、教育関連の計画の内容とも内容の重複があることから、下記に示す各個別計画とも連携し、整合を図る。なお、ニーズに即した、教育・保育の体制の整備とともに質の向上を図るため、「認定こども園中長期ビジョン」に計画内に位置付ける。

その他、国が12月に閣議決定した「こども大綱」に含まれている、「少子化対策」「こども・若者支援」「子どもの貧困対策」等のこども施策の理念や重点についても整合するよう、計画策定を進める。

▼次期計画の策定にあたり、連携・整合が必要な関連計画・法令等 安曇野市の計画 第2次総合計画 (平成30~令和9年度) 子ども・子育て支援法 こども 長野県子ども・子育て支援事業計画長野県子ども・若者支援総合計画 基本法 (大綱) 第3次子ども・子育て支援事業計画 (令和7~11年度) 子ども・若者育成支援推進法子どもの貧困対策の推進に関する法律少子化対策基本法 【※認定こども園ビジョンを改訂し、計画に包含する】 次世代育成支援対策推進法 第3期地域福祉計画·地域福祉活動計画 •第3期障害者基本計画 •教育大綱(教育振興計画) •第7期障害福祉計画 •第2次生涯学習推進計画 •第3期障害児福祉計画 •第4次男女共同参画計画 ・健康づくり計画 •第3次食育推進計画 •自殺対策計画 等

1

3 計画の位置づけ・計画期間等

①計画の位置づけ(再掲)

主に、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく5カ年の計画とし、0~18歳 の子ども及び保護者、妊娠・出産期の母親等を対象とし、これらの計画の範囲内で、こども大綱の理念や 重点事項を反映する。また、市総合計画、長野県子ども・若者支援総合計画等の上位計画、市の障がい児 福祉計画、教育振興計画、地域福祉計画等の関連計画の内容を踏まえて策定するものとする。

② 次期計画検討のポイント

国のこども大綱、こども未来戦略等にもとづいて、拡充される以下の事項等の拡充を図るとともに、実施体制の整備を進める。また、本市の教育・保育の強みを再確認し、目指す将来像を設定する。

- ・ 母親の孤立が増加する状況を踏まえ、伴走型相談支援・産後ケア等による切れ目のない支援の拡充
- ・ 共働き世帯の増加、こども誰でも通園制度の開始に伴う保育の需要把握と必要量の確保
- ・ 経済的支援(児童手当・児童扶養手当の拡充、住宅支援、高等教育費の負担軽減など)の拡充
- ・ ひとり親家庭、貧困家庭への多面的な支援体制の検討 など

4 次期計画の構成案

第3次子ども・子育て支援事業計画の構成と各章の内容のイメージを以下に示す。

▼次期計画の構成案

	▼ ハヘカリロ	凹 / 伸 / 大
章	内容	ポイント
第1章	計画策定の基本事項	①子ども・子育てにかかる政策動向
		②本計画の目的・位置づけ
		③計画期間
		①子どもと保護者を取り巻く状況
第2章	現状・課題の整理	②教育・保育の状況
		③第2次計画の進捗及び課題
第3章	基本方針 ※本市総合計画、こども基本	①計画の理念・目指す姿
	法(大綱)の理念などを加味して設定	②施策体系
第 4 章	基本施策	①母子保健
		②幼児期の教育・保育
		③子育て支援サービス・相談窓口
		④障がい児支援
		⑤経済的支援・ひとり親支援
		⑥児童虐待・いじめ・不登校等対策
		⑦学校教育
		⑧家庭教育と青少年育成
		⑨子育て・教育・保育にかかる拠点・施設
		⑩仕事と生活の調和
第5章	子ども・子育て支援事業の	①教育・保育区域の設定
	量の見込みと確保方策	②量見込みと提供体制の確保方策
		・幼児期の教育・保育・地域子ども・子育て支援事業
	計画の推進体制	①計画の推進・進行管理体制
第6章		②関係機関との相互連携
		③計画の点検・評価
		④評価指標
資料編		・アンケート調査結果
		・策定経過、関係要綱、・委員名簿 等

5 各種調査結果の分析・活用方針

計画策定に当たっては、現状・課題を正確に把握し、適切な対策を講じることが重要であるため、以下に示す各種調査を行い、この結果を活用することで、施策・事業の検討に活用する。

No	区分	分析•活用方針
1	基礎調査	子どもの人口推移、保護者世代の就労状況、子ども・子育て支援事業の見込量と実績との差などを経年で把握することで、近年の傾向を確認し、本市の課題や今後の想定の検討材料とする。
2	アンケート調査	 ○地域子ども・子育て支援事業のニーズ調査にかかる項目 ・ 国のマニュアルに沿って、幼児期の保育・教育に対する保護者のニーズと人口推計から、令和7~11 年度の本市の事業の見込量の算出につなげる ○その他の項目 ・ 本市の子育て家庭における生活状況の課題について、前回調査時との比較や相対的貧困世帯・ひとり親世帯とそれ以外の世帯との比較等によって把握し、計画の各論の検討の参考とする。 ・ 保護者が望む保育・教育サービスの「質」についても把握し、基本理念と計画の各論の検討の参考とする。
3	事業評価	第 2 次計画にひもづく各種事業の進捗状況や成果・課題について、担当者による評価・検証を行い、現状と課題を把握し、各事業の実施方法の改善等につなげる。
4	関係者 ヒアリング	 ○子どもの貧困対策、子ども・若者支援策の現状把握 ・本格的な検討と計画策定は、令和6年度以降となるが、本計画においても記載が必要な貧困・若者関連の現状・課題について、支援している庁内部門及び民間団体等へのヒアリングにより把握する。 ○認定こども園中長期ビジョンの更新検討 ・コロナ禍が収束し、保護者の保育や子育でに対するニーズに変化が生じていることから、幼児期の保育・教育の目指す姿について、再度、検討を行い、第3次計画に位置付ける(認定こども園中長期ビジョンの見直し)。 ・このため、市内の保育・教育施設の代表者を集めたグループ・ヒアリングを開催し、保護者のニーズと園運営者の意向などをもとに、市としての理念・ビジョンとして取りまとめ、計画に位置付ける。

6 子どもの意見収集と反映

「こども大綱」には、子ども自身が有している「政策検討に参画する権利」を保障していくことの必要性が記載されていることから、本計画の策定においても、子どもの意見収集を行うための場を設ける。

具体的には、行政や学校が制度設計をするのではなく、子ども自身が、子どもの政策検討の場の設置 方法や参画方法について検討する機会を設け、次期計画における「子どもの社会参画」に関する施策とし て反映していくことを目指す。

このため、令和6年早期に、公募参加者による「子どもの意見収集の方法を考えるワークショップ」を開催する。対象は、小学校3年生から高校生3年生までの15名程度とし、現行の手法や他地域の手法などを参考に、今後の本市の「子どもの意見収集の方法」について具体的な意見交換を行う。